

高等教育の修学支援新制度対象者の手続き要領

東京家政大学・東京家政大学短期大学部では、令和2年4月入学者を対象とした高等教育の修学支援新制度に係る手続きについて、下記のとおりとします。

【高等学校等にて採用候補者となった方】

日本学生支援機構の給付奨学金採用候補者の方は、下記のとおり、必要書類を準備してください。

➤ 必要書類

- ・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
→申請書は両面で印刷してください。また、記入例は本資料 P2~3 を参照ください。
- ・「令和2年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」（原本）

➤ 提出方法

板橋校舎：令和2年4月7日（火）「日本学生支援機構奨学金予約採用者説明会」に持参

狭山校舎：令和2年4月6日（月）「日本学生支援機構奨学金予約採用者説明会」に持参

※学部によって開催時間が異なります。「令和2年度 新入生オリエンテーション等日程表」をご確認ください。

※新型コロナウイルスの影響で、説明会日程が変更する可能性があります。最新情報は HP にて確認してください。

（本学 HP> MENU> 学修支援と学生生活> 奨学金について> 高等教育の修学支援新制度）

【入学後、申請を希望する方（在学春採用）】

4月中旬に在学採用説明会をおこないます。在学採用説明会へ参加してください。

詳細は決まり次第、本学 HP 「高等教育の修学支援新制度」に掲載します。

（本学 HP> MENU> 学修支援と学生生活> 奨学金について> 高等教育の修学支援新制度）

問い合わせ先（平日のみ 9:00~17:00）

【板橋キャンパス：学生支援センター学生支援課】

☎03-3961-2079

【狭山キャンパス：狭山学務部学務課】

☎04-2952-1626

記入例

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

提出日（西暦）を記入してください→ 2020年4月 日

東京家政大学 学長殿
東京家政大学短期大学部

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、東京家政大学・東京家政大学短期大学部が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が東京家政大学・東京家政大学短期大学部の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ	カセイ ハナコ		入学年月	2020年4月入学	
	氏名	家政 花子				
	生年月日	(西暦) 2001年4月2日生 (18歳)				
	現住所	〒190-0011 東京 道 立川 区 高松町1-2-34 府県 町村				
	所属学部・学科等	○○学部○○学科 (大学入学者) ○○科 (短大入学者)	学籍番号	※記入しない		
	学年	1学年	昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼(昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信		
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名) ※記入しない	(期間/月数) ※記入しない 年 月～ 年 月 / 月			
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ <input type="checkbox"/> ない				
	機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること					
	<input checked="" type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者					
【給付奨学金の申込の受付番号 (採用候補者となっていれば登録番号)】		00000000-000-00000				
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行った者						
【給付奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】						

申請書の作成あたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の認定が遅れる等の原因になります。
- 給付奨学金の申込みを行わず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙3の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
- なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ハ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ニ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ホ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。